

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 3 月 6 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門

新潟拠点長 魚崎 浩司

◎ 調達機関番号 807 ◎ 所在地番号 15

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 24
- (2) 購入等件名及び数量 水中グライダー 一式
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (4) 納入期限 令和 9 年 1 月 31 日
- (5) 納入場所 国立研究開発法人水産研究・教育機構新潟庁舎
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「精密機器類」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町1
-5939-22 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門新潟拠点管理チーム 馬場 駿 電話 025-228-0451
FAX 025-224-0950

- (2) 入札説明書の交付方法 競争参加希望者は、
以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

上記 3(1)の交付場所にて交付する。

② 宅配便による交付

任意書式に「水中グライダー 一式入札
説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、
担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、
上記 3(1)あて F A X 送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「水中グライダー 一式入札
説明書メールにて希望」と記入し、社名、
担当者名、メールアドレス、電話番号を記
載のうえ、上記 3(1)あて F A X 送信するこ
と。

(3) 応札仕様書等の提出期限及び場所 本公告

に示した物品を納入できることを証明する書類
を令和 8 年 4 月 16 日 17 時までに、上記 3(1)あ
てへ提出すること。

(4) 入札説明会の日時及び方法 仕様書等に関

し質疑がある場合には、令和 8 年 4 月 3 日までに
上記 3(1)あてにメール（アドレスは入札説明書に
記載）又は F A X にて質疑を行うこと。当日まで

の質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。

(4) 入札書の受領期限 令和8年4月16日17時（ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所 令和8年4月17日10時
新潟県新潟市中央区水道町1-5939-22
国立研究開発法人水産研究・教育機構新潟庁舎
会議室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかつ

た者の提出した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門新潟拠点長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。

5 契約に係る情報の公表 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。

6 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: UOSAKI Koji, Branch Director, Niigata Branch Fisheries Resources Institute, Japan Fisheries Research and Education Agency
- (2) Classification of the products to be procured: 24
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased: Underwater glider 1Set
- (4) Delivery period: 31 January 2027
- (5) Delivery place: Niigata Field Station, Japan Fisheries Research and Education Agency
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
 - ① not come under Article 12-1 and 13 of the regulation concerning the contract for

Japan Fisheries Research and Education
Agency,

② have Grade A, B, C or D “Sales” in
terms of the qualification for partici-
pating in tenders by Japan Fisheries
Research and Education Agency or Single
qualification for every ministry and
agency in the fiscal years 2025, 2026 and
2027.

(7) Time limit for tender: 17:00, 16 April
2026

(8) Contact point for the notice: BABA Shun,
Administration Team, Management Depart-
ment of Niigata Branch, Fisheries Re-
sources Institute, Japan Fisheries Re-
search and Education Agency, 1-5939-22,
Suidocho, Chuo-ku, Niigata city, Niigata,
951-8121 Japan. TEL 025-228-0451

水中グライダー

調 達 仕 様 書

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産資源研究所 新潟庁舎

第1章 総則

1. 目的及び用途

この仕様書は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所新潟庁舎が調達する、水中グライダー（以下、「本装置」という。）について規定する。

本装置は、無人自走式観測機器で長期間の連続観測が可能であり、漁場形成予測、海況予測に資する海洋観測を遂行するために必要となる我が国周辺海域の高精度・高頻度な海洋観測データを得ることを目的とする。

2. 調達数量

1式

3. 納入場所

新潟県新潟市中央区水道町1丁目 5939-22

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 新潟庁舎

4. 検査

本装置は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所新潟庁舎の検査職員による検査を受け合格しなければならない。

5. その他

- (1) 本装置の搬送・搬入及び操作説明等に必要な経費は、受注者側で負担すること。
- (2) 受注者は、2027年1月31日までに納入を完了すること。
- (3) 受注者は、本装置の搬入前又は搬入時に、操作及び試験調整を行うこと。
- (4) 受注者は、搬入時に、操作に従事する職員（以下、「担当職員」という）に対し十分な取扱説明を行うこと。
- (5) 受注者は、本装置構成機器について和文で示した取扱説明書を、納入時に5部提出すること。
- (6) 受注者は、本装置を初めて海上に投入する際に立ち会い、海上における取り扱い及び制御に関する説明を当該担当者に行うこと。なお、海上説明の場所、実施日時については、担当職員と打ち合わせの上、施行すること。
- (7) 納入後1年間は性能不良等修理調整が必要になった場合は、無償で迅速に対応すること。

第2章 構成

1. 本装置の概要

自動的に自機の浮力と重心位置を調整しながら海中を上下移動し、かつ両翼および尾翼を用いて、水平方向にも自律的に移動しつつ、水深 1000mまでの水温、電気伝導度を航走距離 1500km に渡り計測できるものであること。海表面での GPS 受信によってその水平移動位置の確認ができ、かつ衛星通信を通じた移動制御とデータ転送を行う機能を有するものであること。

2. 本装置の構成および数量

1. 水中グライダー

1-1. 水中グライダー本体	1式
1-2. 水中グライダー用CTDセンサー	1式
1-3. 水中グライダー用溶存酸素センサー	1式
1-4. 水中グライダー用散乱・蛍光センサー	1式
1-4. 海底高度計センサー	1式
1-6. GPS受信機	1式
1-7. イリジウム衛星電話通信装置	1式
1-8. 水中グライダー用充電式バッテリー	1式
1-9. 通信ケーブル	1式
1-10. 水中グライダー輸送用ケース	1式
1-11. 輸送・投入用カート	1式

第3章 本装置の仕様

1. 水中グライダー

水中グライダー1式の構成は、本体、CTDセンサー、溶存酸素センサー、散乱・蛍光センサー、海底高度計センサー、GPS受信機、イリジウム通信装置、バッテリー、通信ケーブルとする。

1-1. 水中グライダー本体

1-1-1. 水深1000mまで観測可能な耐圧構造であること。

1-1-2. CTD センサーの圧力値を基に自機の密度を自動調整して、深度調節を水深 0～1000 mまで精度良く行うことが可能であること。このため、圧力センサーの計測範囲が 0～1000 dbar 以上で且つ精度が 0.5 dbar 以内であること。

1-1-3. 水平移動速度が 25cm/sec 以上であること。

1-1-4. プログラミング（時間）制御による移動制御機能を有すること。

1-1-5. 長さ300cm、胴体直径30cm、横幅110cm及び空中重量80kg以内であること。

1-2. 水中グライダー用CTDセンサー

1-2-1. 水温、電導度（塩分）センサーが付属しており、ポンプ非搭載型であること。

1-2-2. サンプルング周波数が2Hz以上、精度は水温0.005℃、電導度0.0003 S/m以内であり、測定範囲は水温が-5℃～30℃、電導度が0～9 S/mであること。

1-3. 水中グライダー用溶存酸素センサー

1-3-1. 光学式の溶存酸素センサーが付属していること。

1-3-2. センサー精度は溶存酸素飽和度の2%以内であり、測定範囲は0～120%以上であること。

1-4. 水中グライダー用散乱・蛍光センサー

1-4-1. 光学式のクロロフィル蛍光、CDOM蛍光、散乱強度を計測可能なコンビネーションセンサーが付属していること。

1-4-2. クロロフィル蛍光光度計の精度は0.1 $\mu\text{g/L}$ 以内であり、測定範囲は0～50 $\mu\text{g/L}$ 以上であること。

1-4-3. CDOM蛍光光度計の精度は0.5 ppb以内であり、測定範囲は0～300 ppb以上であること。

1-4-4. 散乱強度計の計測精度は0.005 m^{-1} 以内であり、測定範囲は0～4 m^{-1} 以上であること。

1-5. 海底高度計センサー

1-5-1. 海底高度計センサーが付属しており、潜行中に海底を検知した場合、自動的に浮上を始め、海底への激突を防ぐ機能を有すること。

1-6. GPS受信機

1-6-1. GPS受信機が付属しており、位置および時間情報を取得し、そのデータを保持する機能を有すること。

1-7. イリジウム衛星電話通信装置

1-7-1. RUDICS方式に対応したイリジウム衛星電話通信装置が付属しており、双方向通信による移動制御機能を有すること。

1-7-2. イリジウム衛星電話通信を用いてCTDデータおよびGPSの位置、時間データを、海面上昇時に陸上にデータを転送する機能を有すること。

1-8. 水中グライダー用充電式バッテリー

1-8-1. 連続航走期間が2ヶ月以上、水温・塩分計測等の標準的な観測をした場合の航走距離として1500km以上連続運転（無流速下を想定）が可能な充電式バッテリーならびに専用の充電器を付属していること。

1-9. 通信ケーブル

1-9-1. 水中グライダーの投入前、回収後の動作状況を確認するために、ノート型PC（船上）と水中グライダーの間の有線通信を可能とする通信ケーブルが付属していること。

1-10. 水中グライダー輸送用ケース

1-10-1. 輸送用ケースが付属していること。

1-11. 輸送・投入用カート

1-11-1. 輸送・投入用カートが付属していること。